

# 富里市公式LINEの運用に関する要綱

(平成31年2月1日告示第7号)

改正 令和元年7月12日告示第30号

(趣旨)

第1条 この要綱は、富里市（以下「市」という。）がソーシャルメディアを通じた情報伝達の充実を図るため、LINE株式会社が運営するLINEを情報発信媒体として運用するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コンテンツ LINEで情報提供する内容を構成するテキスト文書、図画等の総称をいう。
- (2) 公式LINE 市が設置及び運用する富里市公式LINEをいう。
- (3) アカウント LINEを運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。

(運用管理者)

第3条 公式LINEの運用管理者は、富里市総務部秘書広報課長とする。

2 運用管理者の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) コンテンツの作成、修正及び削除に関すること。
- (2) コンテンツ発信における調整に関すること。
- (3) アカウントの管理及びコンテンツの投稿に関すること。

(アカウント名)

第4条 公式LINEで運用するアカウント名は、「富里市」とする。

(設定)

第5条 運用管理者は、なりすましによる誤情報の流出を防ぐため、公式LINE及び富里市公式ホームページにリンクを明示し、相互性を持たせるものとする。

(運用管理者の責務)

第6条 運用管理者は、公式LINEを適正に運用するため、次の各号のいずれかに該当する情報を掲載してはならない。

- (1) 法令等に反する情報
- (2) 事実と反する情報や利用者に誤解を与えるおそれのある情報

- (3) 公序良俗に反する情報
- (4) 特定の個人、法人等の第三者をひぼう中傷し、名誉を毀損する内容の情報
- (5) 特定の政党、政治団体、宗教団体、思想又は宗教に対する支持若しくは不支持を表明する内容の情報
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公式LINEの運営に支障が生じるおそれのある情報

(個人情報の制限)

第7条 作成するコンテンツにおいて、個人情報に関わる内容については、富里市個人情報保護条例（平成27年条例第34号）の趣旨に基づき、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 市民等の個人名が画像、映像又は音声に含まれる場合は、必要最小限にとどめること。
- (2) 市民等の個人を識別できる情報が画像、映像又は音声に含まれる場合は、当該本人の不利益にならないことが明らかな場合を除き削除すること。
- (3) 個人の電話番号及び電子メールアドレスは、原則として画像、映像又は音声に含まれないこと。

2 前項の規定にかかわらず、個人を特定できる画像等を掲載する場合において、当該本人から承諾を得ているときはこの限りでない。

(著作権等の取扱い)

第8条 運用管理者は、公式LINEを適正に運用するため、次に掲げる事項を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 作成するコンテンツにおいて、著作権の市への帰属を確認し、争議に発展するおそれのある部分については、これを除外すること。
- (2) 他者が著作権を有する著作物を利用する場合は、公式LINEでの利用についての使用許諾を得るとともに、第三者による複製、引用等に関する注釈をコンテンツ上に表示すること。
- (3) 人物の映像等を使用する場合は、肖像権を侵害しないこと。

(運用ガイドライン)

第9条 公式LINEの運用に関する基準については、運用ガイドラインにより定める。

(運用の中止等)

第10条 運用管理者は、公式LINEの運用において何らかの理由により不都合が発生した場合は、予告なしに運用を中止し、又は内容の変更、削除等を行うことができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、運用管理者が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和元年7月12日告示第30号)

この告示は、公示の日から施行する。